

平成 24 年第2回まんのう町議会定例会議録(第3号)

平成24年6月29日 開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	おはようございます。 ただいまの出席議員は16名であります。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。
	青野議会 事務局長	それでは御報告申し上げます。 総務常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく、付託審査報告書を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 以上で、報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告をお願いします。 議会運営委員長 藤田昌大君。
	藤田議会 運営委員長	議会運営委員会の御報告を申し上げます。 去る6月28日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6人が出席いたしまして、慎重に審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。 音声告知放送による議会中継については、定例会、臨時会、本会議の生中継のみで再放送はしない。アナウンスについては、議会事務局員による議会開会、休憩、閉会のための放送で、実況等の紹介は行わないということであります。以上の内容で、9月議会に向け、準備することとなりました。 また、4月21日の議会報告会の議事録については、町ホームページに公開することとなりました。 それでは、お手元に配付されております議事日程第3号について、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
		日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

藤田議会 運営委員長	日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長 日程第4 委託案件の委員長報告 建設経済常任委員長 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長 日程第6 議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について 日程第7 議案第9号 平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第1号 日程第8 閉会中の継続審査について 以上の日程で意見の一致を見、午前10時40分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。以上であります。 大岡議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 2番 田岡秀俊君。 田岡議員 ただいまの議運の委員長報告の中でありました、議会の音声告知放送に対する取り組みの件ですけれども、再放送も含めて、検討するというふうな、意見もあったと思いますが、そのあたりを次回の議会に向けて、どういう話し合いがなされたのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。 大岡議長 10番 藤田昌大君。 藤田議会 失礼します。田岡議員さんの質問にお答えしたいと思います。 議会運営委員長 議会放送についてはですね、告知放送で、御存じのように提案の議会でも言いましたけれども、再放送も含めてという提起はしました。ただ、吉備中央町に行った段階でですね、告知放送で、吉備中央町については、議会のテレビ中継を放送しておる、再放送しておるということでありましたので、一応まんのう町議会としては、一応9月議会に向けて97万のですね、予算の中で音声告知放送をします。その中ではちょっと録音再生の分では難しいんじゃないかということがありまして、9月議会に向けてはですね、ぜひ9月議会にその告知放送の生放送を実施してですね、その結果を受けて、できれば再放送するようなこともですね、しなければならないんじゃないかなという意見はありましたけれども、結論は出ておりません。 ですから、まず告知放送をやってみようということに決定しまして、そのあとですね、また委員会でもろもろの課題を解決していこうという方向になりましたので、まだまだ録音の再放送、そういった部分についてはですね、今後の課題になるだろうと思っ
---------------	---

日程第 2 日程第 3	藤田委員長 大岡議長	ておりますので、答弁としておきます。以上です。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 1 4 番 高木堅君、1 5 番 谷森哲雄君を指名いたします。 日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。
	高木教育 民生常任 委員長	それでは、教育民生常任委員会での委員長報告を申し上げます。 去る 6 月 2 6 日、第 1 委員会室におきまして、委員 5 名と執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもとで、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしましたわけでございます。 教育民生常任委員会の付託案件はありませんが、平成 2 4 年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。その報告を行ったと思います。 民生費関係については、社会福祉管理費、美霞洞温泉施設解体撤去費、生活保護関連の自立支援医療費について、また、教育費関係については、長炭小学校教育振興費、満濃中学校管理運営費、満濃中学校改築関連周辺整備工事費、幼稚園施設整備費、文化財保護事業費、公民館施設管理運営費、保健体育振興費について、執行部より説明がありました。 また、満濃中学校改築対策室より、雨水排水路の計画に伴う、地元協議や地理条件、工事概要についての説明がありました。委員より満濃中学校改築関連周辺整備工事について、当初計画段階と補正予算段階とで排水路の経路等について特別な変更がないにもかかわらず、事業費の増額が必要となったことについての質疑があり、執行部より、当初予算時は単純に施行延長 7 5 0 m、1 m あたり 8 万円で、計 6, 0 0 0 万円を計上していたが、実施設計をした結果、矢板工や集水桝、舗装が必要となったため、増額補正が必要となったとの説明でありました。 また委員より、満濃中学校改築関連周辺整備工事について、当初計画の立案段階で、地域の意見や協議内容が十分に反映できていなかったことが、今回の増額変更につながったのではないかと意見があり、執行より、計画段階での見通しの甘さを認める答弁がありました。

日程第 4	高木教育 民生常任 委員長	その他の事案につきましても、委員より、質疑意見がありましたが、執行部より答弁があり、教育民生常任委員会関係部分については、委員もおおむね理解、了承したものとして、報告するとの意見の一致を見ました。 以上で、平成 24 年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分の質疑の結果を報告でございます。 また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午前 11 時 38 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、教育民生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。
	大岡議長	これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 川原茂行君。
	川原建設 経済常任 委員長	建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 6 月 22 日、第 1 委員会室におきまして、委員 5 名と議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。 建設経済常任委員会の付託案件はありませんが、平成 24 年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。その報告を申し上げます。 農林水産業費関係については、ため池ハザードマップ作成業務、農道舗装工事設計委託料、林道琴南財田線災害復旧工事の工法、林道開設事業に伴う用地等補償、土木費関係については、住宅管理費の当初予算額と補正額との整合性、町営住宅の修繕費、修繕工事、町営住宅の運営方針などについて、委員より、質疑、意見がありましたが、執行部より答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し、了承したものと思います。 以上、平成 24 年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会関係部分の質疑の結果報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午前 10 時 49 分、委員会を閉会いたしました。

	大西豊総務 常任委員長 大岡議長 藤田議員	査、検討を重ねた上で、事業を進めていくようにと、強く求める意見がありました。 また、工事着手前に、教育民生常任委員会、満濃中学校改築調査特別委員会で検討の結果を報告してほしいとの要望がありました。 以上、付託されました案件につき、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会の報告を踏まえ、慎重に審査をしました。 次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定によりその結果を報告します。 議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について 【賛成多数で可】 議案第9号 平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第1号 【全会一致で可】 とすることになりました。 以上が付託案件審査の報告であります。 また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午後3時10分、委員会を閉会いたしました。 以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 10番 藤田昌大君。 失礼します。委員長さんの方から詳しい報告がありましたけれども、さらにですね、重要な案件がありましたので、詳しく答弁を求めたいと思いますので、質問をいたします。 議案第9号についてはですね、今後の予算執行について、推移をきちっと、それぞれの委員会でチェックしていけるよう求めるということでありまして、全会一致でありましたので、その分についてはですね、答弁はかまいませんけれども、議案第3号の部分についてはですね、議運の委員会では即決でありましたけれども、この本会議の中でですね、付託案件にしようということで、多数決で決定し、付託案件になって、総務委員会の審議になったところでもあります。税条例でありますので、ともすればですね、上位可決やからそのまま流そうかという部分がありますけれども、やはり中身をみますと、本屋敷議員が付託案件にせえと言った議論の中でですね、大変大切な議論でありますので、やっぱり議員としては、そういう部分をするべきだろうと、そういった部分でですね、委員会の議論をですね、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思ひまして、質問をいたします。 総務委員会では、多数決で決定したということでもありますので、当然ですね、反対討論と賛成討論があつて、賛成多数で決まっ
--	--	---

藤田議員	たと思います。そういった部分です、県民税、町民税とか、いろんな部分がありまして、今回6案件のですね、いろんなこの議案第3号については、条文の改正があったようです。どの部分について、どのような賛成討論があつて、反対討論があつて、賛成討論があつて、議論をしたのかと。その部分をですね、私たち議員全員がですね、やっぱり知っていくのは、今後のですね、委員会運営について参考にしたいと思いますので、委員長さんに、できましたら詳しい御報告をよろしくお願いします。以上です。
大岡議長	12番 大西豊君。
大西豊総務 常任委員長	先ほどの委員長報告で申し上げた点でございます。上位法に従って、だけでは十分理解できないかというような質問だったと思います。そういう中で、討論もありますので、その時点で、詳しく反対討論も出るとしますので、よろしくお願いします。
大岡議長	10番 藤田昌大君。
藤田議員	議案の委員会の中のですね、反対討論と賛成討論をですね、どんながあつたんですかいうて聞つきょんで、ここで答弁してくれなくては、ちょっと意味が分からんようになりますんで、そこだけよろしくお願いします。
大岡議長	12番 大西豊君。
大西豊総務 常任委員長	先ほど委員長報告で具体的に、今回の条例改正について、本来防災対策に充てる、その部分についての反対がありました。そういうことです。それ以外については、なかったように思います。 (それに対する賛成討論を教えてください。) 先ほど申し上げた通り、上位法に従ってということです、基本は。 (さっぱりしとるな。)
大岡議長	他に質疑は。
	13番 川原茂行君。
川原議員	13番。総務常任委員会に対するですね、9号議案で付託されたのは総務常任委員会、で、建設経済に関わる部分は建設経済、教育民生に関わる分は教育民生として、各委員長が総務常任委員会にて、その結果を報告申し上げております。そこらを踏まえた中でですね、先ほど、教育民生の委員長の中でも、中学校の雨水問題が取り上げられたことを、総務常任委員会で報告されております。 総務常任委員長さんのただいまの報告の中にですね、教育民生常任委員会に、工事着手前にです、教育民生常任委員会、満濃中学校特別調査委員会に検討の結果を報告してほしいとの要望がありましたと、こういう報告です。これに対して執行部がどう答

	川原議員 大岡議長 大西豊総務 常任委員長 大岡議長 川原議員	えたのか。これ、意見としてはそら出してくださいという総務委員会の意見ですが、もともとですね、ここで審議する場ではございませんが、教育委員長の話は概算要求で金をあげていったと。実施設計してしたら、これほどの金額の誤差が出たと。もともとですね、これ学校やる時点から、当然、雨水問題は、初めからわかっておる話をここまでで、まだ解決できてない中にいろんな問題点があるだろうと。それを総務委員会で要望はしましたが、執行部はどう答えたのか、この点についてお伺いいたします。 12番 大西豊君。 結論から言うて、費用対効果の面から見て、附帯決議に相当するような案件であるので、十分考えてほしいということ。基本的には、先ほど雨水対策については、もう議会の方からも、事前にきちっと話しをして進めてほしいという中で、昨日の町長の答弁では、来年の4月に、満濃中学校改築、竣工しなければいけないいう、結論ありきの中での説明であったと思います。 それと、附帯決議に相当するような案件であるということは、詳しく申し上げますと、雨水のために、当初から1億円の金額がもし計上されておるのであれば、もっと去年の3月、今年3月の時点で、予算の計上時点で費用対効果の面については、議員が、相当、議論したと思います。図面を見てみますと、満中の排水路のために1億円を、土器川に流す。その周辺地域の水を土器川へ導入するというような図面でありました。そういうことで、あの中で、委員の中で、議論の中でもあったんですけど、もう少し押し下げて言いますと、平成16年の大雨の時の災害時と比べて、その後に満濃川の改修、具体的に言いますと、丸亀と高篠地区の境にある上池の水があふれるということで、吉野地区から土器川へ国営防災事業で、恐らく10億以上のお金をかけて、防災事業をしております。 そういう中で、地図で見ますと、5～600m上の中で、そういう悪水対策しとるにもかかわらず、今回の1億円に上がったことについての委員の皆さんの認識の中で、そういう重要な案件であるし、施工方法についても、具体的に申し上げますと、なぜ、角型の工事をしにくい工法でやっとするのか。通常であれば、公共下水にあつては丸いヒューム管でしとるのにもかかわらず、あと維持管理についても余計な費用がかかる、そういう議員の意見がありました。だから、そういう附帯決議に相当するような意見でございましたので。それと先ほど申しましたが、町長が24年の4月、満中を竣工するという、板ばさみの中での審議の結果だったと思います。 13番 川原茂行君。 13番。ただいまの委員長もなかなか苦渋の選択枝をしたのかなと、こう思っております。で、そうしますと、我々は付託案件に匹敵するような案件だという今の委員長の報告ですので、予算は全会一致で可と、こうなっておりますが、今後は、教育民生常任委員会、満濃中学校特別調査委員会での今後の課題としていけるものと、私はそう解釈してよろしいですか。
--	--	---

日程第 6	大岡議長 大西豊総務 常任委員長 大岡議長 本屋敷議員	12番 大西豊君。 委員長報告で申し上げたように、そういう矛盾点がたくさん出てきておりますので、税金を無駄遣をしない方法ですべきだと、私は思います。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ここで、議場の時計で10時15分まで休憩します。 （休憩 午前10時02分） それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 （再開 午前10時15分） 日程第6 議案第3号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 5番 本屋敷崇君。 反対討論をさせていただきます。 今回提出された税条例の改正を見ると、納得いたしかねる点があります。町民税の500円の増額の部分ですが、この部分ですけれども、まず増税の対象が均等割ということで、低所得に対して負担が大きくなる逆進性が強いこと、増税の理由が災害に備える予算に充てるという目的税に近い形であるのに対し、執行に関しては、網がかかっていないこと、という条例としての違和感がまずあります。 さらにですね、増額分が450万。交付税との差し引きをした場合、改正しなかった場合で、減収額は約900万円という説明ではありましたが、3月予算でも議題に上がっていたようにですね、今思いつくものを、3点ほど例に挙げればですね、敬老会で910万円、敬老祝い金で840万円、金婚式の慰問費で280万、この3点挙げただけでもですね、2,030万、これをやればですね、減額になるわけです。まずは支出を見直してから増額をするというのが、税の基本です。その点から考えても、今回、この500円の増額という部分においては、賛成しかねる。例えですね、上位法の改正であっても、国は標準課税を決めて
--------------	---	---

日程第 7	本屋敷議員 大岡議長 大岡議長 田岡議員 大岡議長	いるにすぎません。地方分権一括法を見てもですね、税等の課税権限は地方自治体であることには変わりがないことから、上位法の改正であるということは理由にならないということはつけ加えておきます。このような点から、この議案第 3 号に関しては、反対とさせていただきます。 次に本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。 2 番 田岡秀俊君。 賛成の立場で、討論させていただきます。 今回のまんのう町税条例の一部改正についてですけれども、総務委員会の方へ付託になりましたけれども、私も総務委員の 1 人でありまして、先ほど本屋敷議員の方から言われましたようなこと、それから総務委員長が報告の中であったようなことを、さまざまな点で、質疑をし、議論を重ねました。 しかしながら、最終的に、憲法第 9 4 条、地方自治法第 1 4 条第 1 項によりまして、上位法に反する条例は認められないと規定されております。今回上位法であります地方税法の改正による条例改正でありますので、最終的に賛成せざるを得ないという判断をいたします。 他に討論はございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 まんのう町税条例の一部改正についてを起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 7 議案第 9 号 平成 2 4 年度まんのう町一般会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。
--------------	--	---

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成24年6月29日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--

--	--	--